

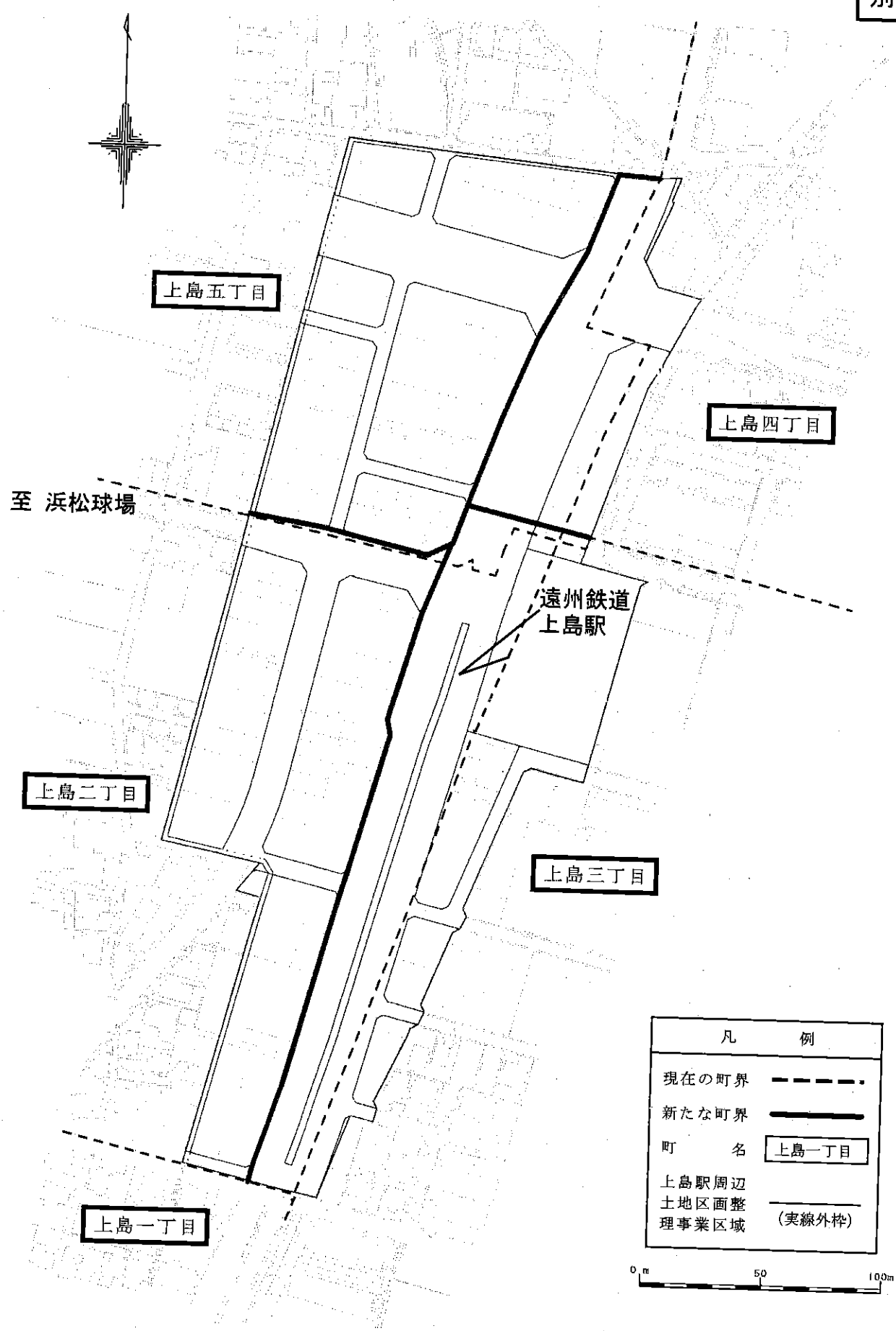


浜松市告示第397号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、平成26年10月31日から本市内の町の区域を別図のとおり変更することについて、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月16日

浜松市長 鈴木 康 友



上島五丁目

上島四丁目

至 浜松球場

遠州鉄道  
上島駅

上島二丁目

上島三丁目

上島一丁目

凡	例
現在の町界	-----
新たな町界	—————
町名	上島一丁目
上島駅周辺 土地区画整 理事業区域	————— (実線外枠)

